

平成 2 5 年度 厚生労働科学研究費補助金
地球規模保健課題推進研究推進事業 公募要領

平成 2 5 年 8 月 2 8 日
厚生労働省大臣官房国際課

【目 次】

I. 地球規模保健課題推進研究推進事業の概要……………	3
(1) 外国人研究者招へい事業……………	3
(2) 外国への日本人研究者派遣事業……………	4
II. 応募に関する諸条件等……………	5
(1) 応募資格者……………	5
(2) 補助予定額……………	6
(3) 事業実施期間……………	6
(4) 対象経費……………	6
(5) 応募にあたっての留意事項……………	6
(6) 公募期間……………	8
(7) 提出書類……………	8
(8) その他……………	9
III. 事業計画の評価と採択……………	1 0
IV. 照会先……………	1 1

I. 地球規模保健課題推進研究推進事業の概要

厚生労働科学研究費補助金は「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とする補助金である。当省は、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について、競争的な研究環境の形成を行いつつ、厚生労働科学研究費補助金をもって厚生労働科学研究の振興を一層推進することとしている。

今般、厚生労働科学研究費補助金の一つである「地球規模保健課題推進研究推進事業」について、事業計画を公募する。応募された事業計画は、後述する事前評価委員会において総合的な評価を経たのちに採択事業を決定し、その結果に基づき同補助金を交付する。実施された補助事業については、印刷物のほか厚生労働省ホームページ等により公表することもある。

なお、本推進事業の概要詳細は次のとおり。

（地球規模保健課題推進研究事業における推進事業の定義）

採択された地球規模保健課題推進研究課題を支援するため、（１）外国人研究者招へい事業、（２）外国への日本人研究者派遣事業を行うことにより、地球規模保健課題推進研究事業を支援するための事業を「推進事業」という。

具体的には、我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ること、並びにアジア地域を中心とする保健医療に関する研究協力の充実を図ることを目的とする。

なお、上記（１）及び（２）に掲げる各事業の趣旨や事業内容等の詳細は次のとおり。

また、当該事業実施にあたってのテーマ選定等については、別途厚生労働省大臣官房国際課と協議を行うこと。

（１）外国人研究者招へい事業

ア 趣旨

この事業は、優秀な外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進することにより、厚生労働科学研究（地球規模保健課題推進研究）の研究の向上に資するものである。

イ 事業の内容

- （ア）外国人研究者の募集、選考及び採用
- （イ）外国人研究者の招へいに係る各種の折衝及び事務処理
- （ウ）外国人研究者の旅費及び滞在費の支給
- （エ）外国人研究者が行う研究等に関する便宜供与

(オ) 当該事業に係る報告集の作成

ウ 実施基準

(ア) 対象となる外国人研究者

当該研究事業の採択課題の分野に係る世界各国の優れた研究者

(イ) 外国人研究者の決定方法

a 補助事業者は、当該研究事業の採択課題の研究代表者（以下「研究代表者」という。）から次の書類を提出させ、内容を審査のうえ決定する。

(a) 外国人研究者との情報交流を希望する研究分野

(b) 招へいを要望する外国人研究者の履歴書及び研究実績

(c) 招へいを要望する外国人研究者の招へい期間

(d) 招へいによって期待される効果

(e) 受入研究機関等の承諾書

b 補助事業者は、外国人研究者の所属する研究機関等と折衝、協議を行う。

c 補助事業者は、外国人研究者の受入れについて受入れ研究機関等と所要の調整を行う。

d 補助事業者は、外国人研究者の決定についてあらかじめ厚生労働省大臣官房国際課に協議するものとする。

(ウ) 補助事業者は、外国人研究者に次の経費を支給する。

a 招へい旅費

原則として、国家公務員の例に準じて算出した額の派遣旅費

b 滞在費

補助事業者が厚生労働省大臣官房国際課に協議のうえ作成した支給基準に基づいて算出した額

(エ) 受入機関

研究代表者又は研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する者（以下「研究分担者」という。）の所属機関とする。

(オ) 研究等に関する便宜供与

補助事業者は、外国人研究者との円滑な研究協力が図られるよう配慮する。

(2) 外国への日本人研究者派遣事業

ア 趣 旨

この事業は、国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し、厚生労働科学研究（地球規模保健課題推進研究）を実施することによりその成果を当該研究に反映させるものである。

イ 事業の内容

- (ア) 日本人研究者の募集、選考及び採用
- (イ) 日本人研究者の派遣に係る各種の折衝及び事務処理
- (ウ) 日本人研究者の旅費及び研究費の支給
- (エ) 当該事業に係る報告集の作成

ウ 実施基準

- (ア) 派遣対象となる日本人研究者
当該研究事業の研究代表者又は研究分担者が推薦する研究代表者又は研究分担者と同一所属機関の研究者とする。
- (イ) 日本人研究者の決定方法
 - a 補助事業者は、当該研究事業の研究代表者から次の書類を提出させ、内容を審査のうえ決定する。
 - (a) 日本人研究者に対する推薦書
 - (b) 日本人研究者の履歴書及び研究実績
 - (c) 日本人研究者の希望する研究内容、派遣先及び派遣期間
 - (d) 日本人研究者の所属する研究機関等の長の承諾書
 - b 補助事業者は、派遣対象となる候補者の研究テーマを勘案して派遣者を決定する。
 - c 補助事業者は、派遣者の決定に当たって、あらかじめ厚生労働省大臣官房国際課に協議するものとする。
- (ウ) 日本人研究者の派遣先
 - a 派遣先は、世界各国の研究機関及び大学等とする。
 - b 補助事業者は、外国の研究機関等と折衝、協議を行い派遣先を決定する。ただし、研究代表者又は研究分担者が行った折衝によって受入れが可能となった研究機関等を補助事業者が適当と認めた場合は、当該研究機関等を派遣先とする。
- (エ) 派遣旅費
外国へ派遣される日本人研究者には、国家公務員の例に準じて算出した額の派遣旅費を支給する。
- (オ) 復命報告書の提出
外国へ派遣された日本人研究者は、復命報告書を提出するものとする。
- (カ) 外国へ派遣された日本人研究者は、研究の成果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、当該事業の成果である旨を明記しなければならない。

II. 応募に関する諸条件等

(1) 応募資格者

次のア又はイに該当する法人（以下「補助事業者」という。）

ア．研究又は研究に関する助成を主な事業とする特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）

※ 特例民法法人等及び都道府県が応募する場合にあつては、事業代表者として当該法人の代表者を登録すること。

イ．その他厚生労働大臣が適当と認めるもの。

（２）補助予定額 ２，９４８千円以内

（３）事業実施期間

事業期間は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成１０年厚生省告示第１３０号）第９条第１項の規定に基づく交付基準額等の決定通知がなされた日以後であつて、実際に事業を開始する日（当該事業を実施する年度の４月１日以降）から当該年度の実際に事業が終了する日までとする。

（４）対象経費

申請できる経費

事業計画の遂行に必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費。経費の範囲の詳細は、厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成１０年４月９日厚科第２５６号厚生科学課長決定。以下、「細則」という。）別表第３ １．に掲げる費目とする。

なお、経費の算出に当たっては、細則別表第４を参考のこと。

（５）応募にあたっての留意事項

不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

補助事業者が補助金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。以下「不正経理等」という。）により、平成１６年度以降、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）第１７条第１項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該補助事業者（不正経理等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となる。

また、他の補助金等（補助金適正化法第２条第１項に規定する「補助金等」をいう。）において不正経理等を行った場合（不正経理等を共謀した者を含む。）も上記に準じ、次に掲げるとおり取り扱う。

○補助金において不正経理等を行った場合

① 不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合（②及び③に掲げる場合を除く。）

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度

② 不正経理により交付対象事業以外の用途へ補助金を使用し補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合（③に掲げる場合を除く。）

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

③ 不正受給を行った場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間

○他の競争的研究資金等において不正経理等を行った場合

・平成16年度以降に他の競争的研究資金等において不正経理等を行い、補助金適正化法に基づき当該競争的研究資金等の交付の制限を受けた場合

→ 当該競争的研究資金等の交付の制限を受けた期間と同一期間

（注）ここでの「競争的研究資金等」とは、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第7項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて」（平成18年3月31日厚科第0331002号厚生科学課長決定）でいう、特定給付金のことを指す。

○競争的研究資金等以外の補助金等において不正経理等を行った場合

① 平成16年度以降に補助金等（競争的研究資金等を除く。）において、不正経理を行い、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合（②及び③に掲げる場合を除く。）

→ 補助金等の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度

② 不正経理により研究等以外の用途へ補助金等を使用し、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合（③に掲げる場合を除く。）

→ 補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

③ 不正受給を行った場合

→ 補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間

なお、不正経理等を行った研究代表者及びそれらに共謀した者に関する情報については「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成

17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。
平成19年12月14日最終改正)に基づき、他府省を含む他の競争的研究資金担当課(独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。)に当該不正経理等の概要(不正経理等をした代表者名、競争的研究資金名、所属機関、事業内容、交付(予定)額、実施年度、不正の内容等)の提供を行う。また、悪質な事案についてはその概要を公表することがある。

その結果、他の競争的研究資金担当課が、その所管する競争的研究資金について、当該代表者の応募を制限する場合がある。

○ 経費の混同使用の禁止について

他の経費(事業実施機関の経常的経費又は他の補助金等)に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。

(6) 公募期間

平成25年9月2日(月)午前9時30分から平成25年9月20日(金)午後5時30分まで(時間厳守)(土日祝日を除く。)

(応募から交付までのスケジュール(目安))

平成25年9月2日	公募開始
平成25年9月20日	応募書類提出期限
平成25年9月下旬～	審査
10月上旬	交付内定
10月中旬	交付申請
10月下旬	交付決定
11月上旬	補助金の送金

(7) 提出書類

応募する法人等の代表者は、上記(6)の期間内に持参(申請機関職員による持ち込みも可)又は郵送(書留のこと)で、以下の書類を提出すること。なお、提出部数は各10部ずつ(原本1部、写し9部)とする。

ア. 補助申請書(様式は別添のとおり)

イ. 事業計画書(様式は別添のとおり)

ウ. 経費所要額調書(様式は別添のとおり)

- エ．備品の内訳（様式は別添のとおり）
- オ．収入支出予算書の抄本（既存のもので可）
- カ．定款又は寄付行為の写し（直近版）

（８）その他

ア．推進事業の成果及びその公表

推進事業の成果は、補助事業者に帰属する。ただし、補助金による事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付を求めることがある。

なお、補助金による推進事業の報告書等は公開する。

また、推進事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにすること。

イ．健康危険情報について

厚生労働省は、平成９年１月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、補助金により事業を行う研究代表者からも 広く情報収集を図ることとしており、その趣旨をご理解のうえ、事業 の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省へ通報願いたい。

なお、提供いただいた健康危険情報は、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が代表者に生じるものではないので幅広く提供願いたい。

- ウ． 事業採択後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

エ．個人情報の取扱い

補助金に係る事業計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供される。また、採択された事業に関する情報（制度名、事業名、研究機関名、代表者名、予算額及び実施期間）は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする他、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される場合がある。

なお、採択事業名等（研究代表者名を含む。）及び事業報告書（概要版を含む。）については、印刷物、厚生労働省ホームページ（厚生労働科学研究成果データベース）により公開されることもある。

オ．リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、適切に取り扱うよう努めること。

Ⅲ．事業計画の評価と採択

提出された事業計画の評価は、外部専門家により構成される事前評価委員会において総合的な評価を経たのち、補助事業者が決定され、その結果に基づき補助金を交付する。（なお、必要に応じ申請者に対して申請事業に対する事業の背景、目的、構想、事業実施体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行う。）評価結果は、速やかに申請者へ文書で通知する。

事業計画作成に当たり考慮すべき主な事項は、次のとおりとする。

ア．計画内容

（ア）全般

- ・事業内容が本件推進事業の趣旨に合致するものであるか。
- ・事業内容を正確に認識しているか。
- ・事務処理及び旅行手配の能力があるか。
- ・スケジュールの妥当性。
- ・資料作成能力・提案能力の妥当性。

（イ）研究成果等普及啓発事業

- ・適切な参加者を確保する能力があるか。
- ・参加者に対する適切な待遇確保度。
- ・会場使用計画、レイアウト等が適切か。

イ．体制

- ・要員配置の過不足。

ウ．能力

- ・業務主任者の能力・業務経験は十分か。
- ・業務従事者の語学能力・情報収集能力。

エ．実績

- ・類似事業の実績・信頼性。
- ・国の事業の受託実績。

オ．経費所要額調書

- ・適切か。

カ．その他（ヒアリングや施設の訪問調査を実施した場合）

- ・プレゼンは優秀か。
- ・応答が的確かつ具体的か。
- ・臨機応変な対応可能度。

IV. 照 会 先

この公募に関して疑問点等が生じた場合には、次の連絡先に照会すること。
連絡先：厚生労働省代表 03-5253-1111 大臣官房国際課（内線 7319 又は 7318）